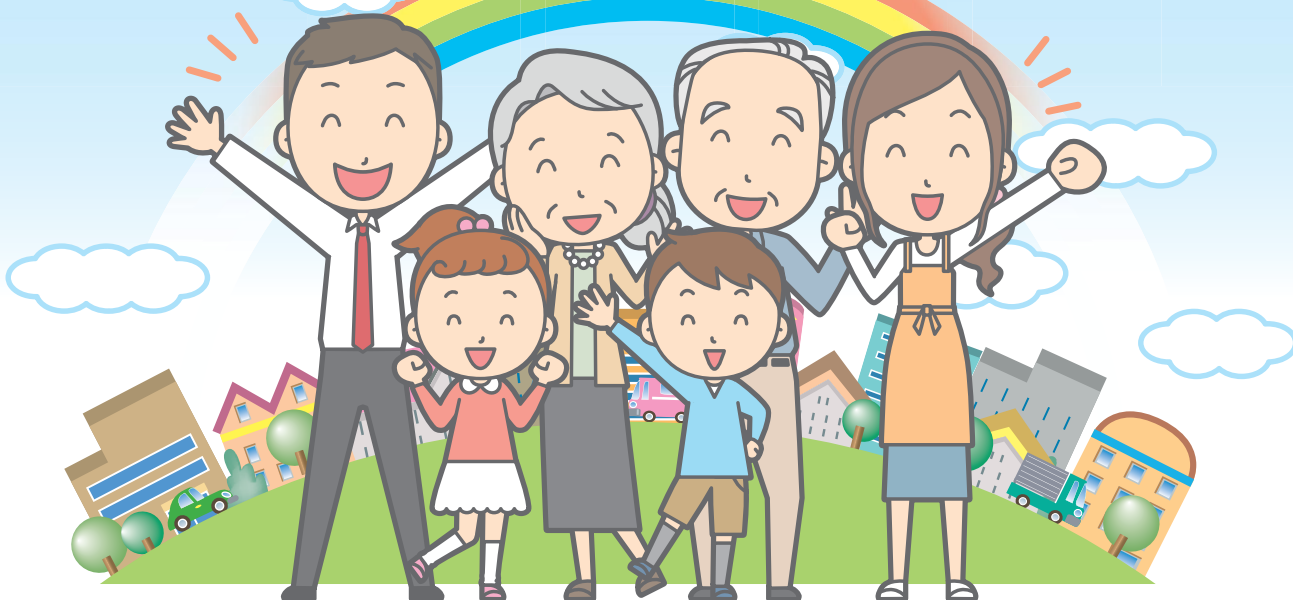


安心して暮らしていくために

せい ねん こう けん せい ど 成年後見制度



離れて暮らす親が心配

- 認知症の父親が通帳をなくしたり、お金の管理ができなくなってきた。
- 一人暮らしの母親が、見知らぬ人から高額な物を買わされたみたい。

障がい者と暮らしている

- 障がいのある子どもの親族後見人だけど、私が年をとって子どもの世話ができなくなってきた。

夫婦三人で暮らしている

- 子どもがいないので、いざという時に備えて、安心できる場所へ財産管理をお願いしたい。
- 将来、施設に入所したいけど、契約の手続きが理解できない…

親の介護が必要になった

- 認知症のため、通帳管理をしているが、兄弟から疑われて…
- 親を有料老人ホームに入所させるための資金として、親の財産処分を自分が代理で行いたい。

こんなときは、ぜひご相談ください



国東市地域包括支援センター

☎ 0978-72-5184 (国東市役所1F)

☎ 0978-82-0800 (国見総合支所)

国東市役所福祉課障がい者支援係

☎ 0978-72-5164 (国東市役所1F)

成年後見制度とはどんな制度ですか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度は、判断能力が不十分な方が利用する**法定後見制度**と、判断能力があるうちにあらかじめ援助者や援助内容を契約により決めておく**任意後見制度**の2つの種類があります。そのうち、**法定後見制度**は本人の判断能力の程度に応じて、3類型（**後見**・**保佐**・**補助**）に分かれていて、成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」）が選任されます。後見人等は、本人の意思を尊重し心身の状態や生活の状況に配慮しながら、財産管理や身上監護についての契約や手続きを、代理・同意・取消しなどの方法で支援します。

代理権… 財産管理や契約などの法律行為を後見人等が代理して行う権利

同意権… 本人が行う法律行為が本人の利益のために適当かを判断して同意を与える権利

取消権… 本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消す権利

※保佐・補助の類型については、代理権・同意権・取消権の権限が異なります。

後見・保佐・補助

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が全くありません	常に援助が必要です	援助が必要な場合があります
本人の状況	日々の買物が適切にできず、誰かにしてもらわないと生活できない 重度の認知症で、常に介護が必要な状態	日々の買物はできるが、お金の管理や不動産管理はできない 本人が自覚しない物忘れがしばしばある	お金や不動産の管理等が1人でできるか心配なので代わって欲しい 物忘れがあり、本人にもその自覚あり
同意権・取消権の範囲	法律行為全般	民法13条第1項所定行為	本人の申立て又は同意による民法13条第1項所定行為の一部
代理権の範囲	財産管理全般	本人の申立て同意による特定の法律行為	

※民法第13条第1項所定の行為の例

- ①本人の預貯金を金融機関から出し入れすること。
- ②お金を他人に貸したり借りたりすること。保証人になること。
- ③不動産などの大切な財産の取引（売却など）をすること。
- ④相続を受けたり、放棄したりすること。遺産分割をすること。

※「補助」の申立てについては、本人以外が申立てる場合は、**本人の同意**が必要。



後見人等の役割と後見人等ができないこと

後見人等の役割は「財産管理」と「身上監護」があります。本人の生活・医療・介護・福祉など本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら、保護・支援します。

財産管理

- 通帳や権利証などの保管
- 収支の管理
- 重要な財産の管理
- 金融機関との取引
- 年金や資料等収入の受領

身上監護

- 本人の居住に関すること
- 医療の契約などに関すること
- 介護の契約に関すること
- 施設入退所に関すること
- 教育・リハビリに関すること

また、次に掲げることは、後見人等の職務には含まれません。

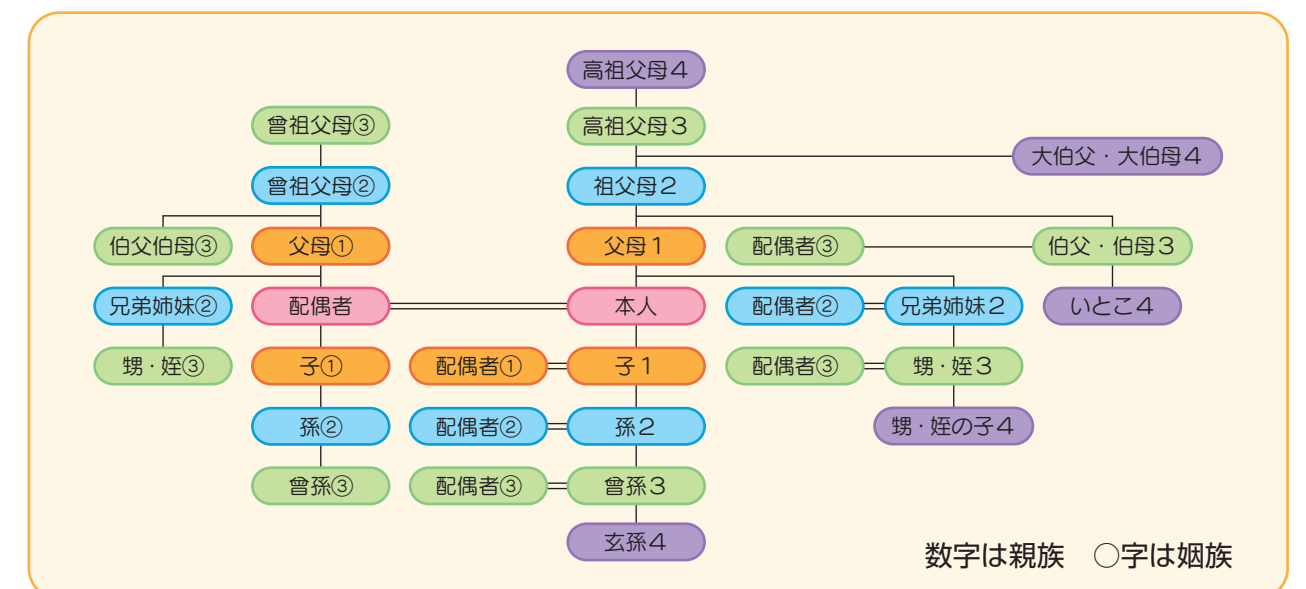
- 本人に代わって、婚姻・離婚・養子縁組を決めること
- 身元保証人（入院・入所も含む）
- 医療行為の同意
- 家事・介護・看護



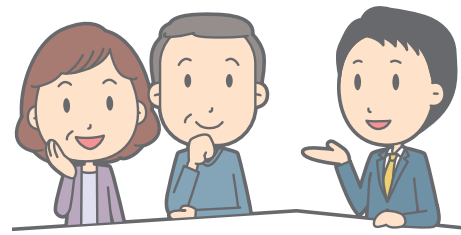
申立てについて

この制度を利用するためには、本人の住民票がある地域の家庭裁判所に申立てする必要があります。申立人は、本人・配偶者・4親等以内の親族が申立てることができます。身寄りがいないなどの理由で申立てをする人がいない場合は、市町村長に申立権が与えられます。

※4親等内親族とは



成年後見制度（法定後見）申立てから後見人等の支援開始までの流れ



申立ての準備・書類作成

- 誰が申立人・後見人等候補者になるかを検討します。
- 申立書類を取り寄せます。申立書など必要書類や記入方法などをまとめた『申立セット』があります。（家庭裁判所の受付か、大分家庭裁判所ウェブサイトにて公開されています）
- 申立書などの記入と必要書類（戸籍謄本など）をそろえます。
- 診断書の作成を医師に依頼します。

家庭裁判所

家庭裁判所へ申立て

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。
※国東市の管轄は
中津支部（国見町）
（☎0979-22-2117）
杵築支部（国東・武蔵・安岐）
（☎0978-62-2052）

家庭裁判所での審理



申立てから概ね
1～3か月後

家庭裁判所での審判

- 家庭裁判所から申立人、本人、後見人等候補者などに事情の聞き取りがあります。
- 家庭裁判所から親族に対し、意向を確認される場合もあります。
- 本人の判断能力によっては、精神鑑定が行われる場合があります。
- 家庭裁判所が申立てについて審判（審判書が申立人と本人、後見人等に届きます）
- 後見等の開始と後見人等の選任

後見等の開始（被後見人等への支援開始）

- 後見人等が定められた権限の範囲において本人の支援をします。

後見等の終了

- 後見人等は、審判確定後1か月以内に本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 原則、年間1回以上本人の生活環境や財産状況に変化がないか、家庭裁判所へ報告します。

- 本人の死亡、後見人等の辞任によって、後見業務は終了します。（家庭裁判所へ後見業務終了について報告が必要となります）

（申立必要書類）

- 診断書（医療機関ごとの所定の金額）
- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（750円：国東市）
- 本人の改製原戸籍謄本（750円：国東市）
- 本人と候補者の住民票又は戸籍附票（それぞれ300円：国東市）
- 本人の登記されていないことの証明書（収入印紙300円分）
- 申立手数料（収入印紙800円分）
- ※代理権・同意権付与等申立て内容によっては追加が必要
- 登記手数料（収入印紙2,600円分）
- 切手（2,936円分）
- ※戸籍・住民票はその本人の籍がある、住民登録されている自治体に請求します。
- ※登記されていないことの証明書は、大分地方法務局で窓口申請するか、東京法務局に郵送申請します。
- 鑑定費用（約30,000円～100,000円）※精神鑑定を必要とする場合のみ



〈令和2年度現在〉

- 後見人等が審判書を受領し、2週間以内に不服申立てがされない場合、審判が確定し正式に後見人等の就任が決まります。
- 審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に審判内容の登記を依頼し、登記されます。
- 登記後に後見人等は、登記事項証明書（収入印紙550円）の請求ができます。
- ※登記事項証明書は、大分地方法務局で窓口申請するか、東京法務局に郵送申請することで取得できます。

成年後見制度についての

Q&A



Q.1 どのような人が後見人等になるの？

A 家庭裁判所が判断して最も適任だと思われる方を選任します。本人の子や親などの親族が選任されることもあります。財産が高額だったり親族間に意見の対立があったりする場合は、司法書士・弁護士・社会福祉士などの第三者が選任されることがあります。また、法人（社会福祉協議会・NPO 法人など）が選任されることもあります。

なお、未成年者・破産者・家庭裁判所で解任された後見人等・本人やその親族に対し訴訟をしたことがある人などは、法律上、後見人等になることができません。

Q.2 成年後見制度（法定後見）を利用するのに係る費用はどのようになるの？

A 申立てに係る費用（実費分）は前のページをご参照ください。費用・鑑定料は原則として申立人の負担です。申立手続（代理・書類作成）を弁護士あるいは司法書士に依頼することもできますが、その場合、別途経費が必要となる場合もあります。

なお、資産・収入に余裕のない場合、法テラスの民事法律扶助を受けられることもあります。

また、後見人等に選任された場合の報酬については、家庭裁判所が審判によりその金額を定め、本人の資産から支出されます（親族など本人以外の方へ請求されることはありません）。家庭裁判所で本人の資産状況や後見人等の事務の報告内容を検討して報酬額が決定されます（東京家庭裁判所の示す報酬額のめやすでは基本月額2万円とされています）。

資力の乏しい本人の場合、国東市では成年後見制度利用支援事業により、報酬については助成を受けられる制度もあります。

※法テラスとは……様々な理由で法律の専門家の助けを得られないという問題に対処するために、国が全額出資で設立した法的支援を行うセンター（法テラス大分 ☎050-3383-5520）

Q.3 成年後見制度（法定後見）を利用することで、本人と家族の関係はどのようになるの？

A 本人と家族との関係には基本的に変わりはありません。今まで通り、本人と家族としての適切な関係を維持してください。ただ、本人の財産管理面については、後見人等には管理の権限が移りますので、それまで管理していた本人の預金通帳・年金証書等の後見人等への引渡しが必要となります。保佐人・補助人に関しても、その代理権の範囲で財産管理権限が生じます。

なお、不適切な関与（虐待など）をしていた家族と本人の関係につき、後見人等は行政とも連携して、適切な法的対処を行う場合もあります。



Q&A

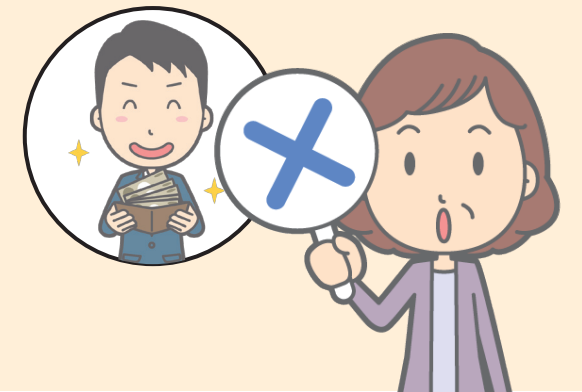


Q.4 後見人等がやってはいけないことは？

A 後見人等は家庭裁判所から選任された公的な立場という面があります。たとえ家族が後見人等に就任した場合でも、『他人の財産を預かり管理している』と考えてください。本人の資産を、本人のためでなく自分のために使うような行為（横領）や本人の不利益となるような処分はもちろん許されません。

後見人等を解任されるだけでなく、損害賠償請求などの民事責任や業務上横領などの罪で刑事責任を問われることもあります。

個別の行為について、後見人等の立場でやっていいのか疑問が生じたら、家庭裁判所に相談しましょう。



Q.5 後見人等になるといつまでやらなければならないの？

A 後見人等に就任していても、「正当な事由」があれば家庭裁判所の許可を得て、辞任することが認められます。「正当な事由」とは、後見人等自身の健康上の問題・高齢化・遠方への移転等の理由で後見事務を遂行するのが困難となることです。本人が健在であり、その判断能力が回復して後見等開始決定が取り消されない限り継続します。後見人等の辞任を検討する場合は、家庭裁判所に相談しましょう。

Q.6 任意後見制度ってどういうものなの？

A 任意後見制度とは、法定後見制度（後見・保佐・補助）と違い、本人（自分）がしっかりしているうちに、将来認知症等で自分の判断能力が衰えた場合に備えて、特定の人に後見事務（財産管理・身上配慮の事務）を委任する契約です。契約は公証役場にて公正証書を作成しないと有効となりません。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所の審判（任意後見監督人選任の審判）を受けた時から、委任を受けた人が本人の財産管理等を行うこととなります。

自分の将来に備えた契約であり、信頼できる人（専門職や信頼できる親族など）をしっかり選ぶことが大切です。

国東市が行なっている業務内容

国東市では、成年後見制度をみなさんに知っていただき、
また、必要な方に利用していただくため、次のような業務を行っています。

1

成年後見制度の 普及、啓発

市民の方の依頼に応じ、制度の説明をしたり、各種講演会や研修会を活用し、啓発普及に努めます。
(担当：地域包括支援センター)

2

制度に関する 相談

制度の利用に関する相談をお受けします。申立て書類の作成やご本人自身の申立てが困難な場合は包括支援センターなどがお手伝いします。
(担当：地域包括支援センター・福祉課障がい者支援係)

3

制度利用時の 費用助成

低所得者が制度の利用にかかる費用を負担できないために、申立てを控えてしまわないよう費用を助成します。
(担当：高齢者支援課高齢者支援係・福祉課障がい者支援係)

成年後見制度についての問い合わせ先

成年後見制度についてのご相談は

国東市地域包括支援センター

国東町鶴川149番地 TEL0978-72-5184
国見町伊美2300-2 TEL0978-82-0800

国東市役所福祉課障がい者支援係

国東町鶴川149番地 TEL0978-72-5164

くにさき半島地域成年後見支援センター

豊後高田市臼野4335-3 豊後高田市社会福祉協議会
TEL0978-25-5100

成年後見の申立てを行なうための手続き、書類は

〔国見にお住まいの方〕

大分家庭裁判所 中津支部

中津市二ノ丁1260 TEL0979-22-2117

〔国東・武蔵・安岐にお住まいの方〕

大分家庭裁判所 杵築支部

杵築市大字杵築1180 TEL0978-62-2052

任意後見契約については

大分公証人合同役場

大分市城崎町2-1-9 城崎MKビル2階
TEL097-535-0888